ニ　次に掲げる額の合算額
(1)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額の総額
(2)　当該年度における当該都道府県に係る法第七十条第三項の規定による負担金の額
(3)　当該年度における当該都道府県に係る法第七十二条の二第二項の規定による繰入金の額
二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額
イ　当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金の納付に要した費用の額
ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額
(1)　イに掲げる額
(2)　法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ及び第七条第一項第二号ハにおいて「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額
ハ　当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額
三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額
イ　当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金の納付に要した費用の額
ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額
(1)　イに掲げる額
(2)　当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第三号に規定する介護納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ及び第七条第一項第三号ハにおいて「介護納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額
ハ　当該年度における当該都道府県内の各市町村の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

2　法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項第一号イ(1)に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
一～三　（略）

3　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(1)に規定する当該給付に係る一部負担金に相当する額は、前項の規定により算定した額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

ニ　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除して得た額
イ　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金の納付に要した費用の額
ロ　イに掲げる額から当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。以下この号において「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額を控除した額の百分の四十一に相当する額
ハ　当該年度の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額
三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除して得た額
イ　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金の納付に要した費用の額（以下「介護納付金額」という。）
ロ　イに掲げる額から当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項に規定する介護納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。以下この号において「介護納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額を控除した額の百分の四十一に相当する額
ハ　当該年度の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

2　法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
一～三　（略）

3　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する当該給付に係る一部負担金に相当する額は、前項の規定により算定した額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。